

法令にもとづく各種の手続きについて

当該箇所では測量作業を実行するにあたって、法令にもとづく各種の手続きが必要となる場合がある。その時は関係機関の指示に従い、時機を失しないように遺憾なく実施されたい。

なお、監督員に手続き発生の有無を含め逐次経過を報告するとともに、関係書類の写しを甲に提出すること。

1. 制限林について

当該箇所が保安林、自然公園、砂防指定地等の法指定制限林に指定されている場合があり、また隣接地である民有地等も同様であるので、情報や資料を適切に収集して指定の有無を把握すること。

2. 民有地等の使用について

測量標が民有地内に存在する場合、または民有地内に連結点等の仮杭設置を予定する場合、測量法第18条及び同第39条の規定に準じて、所有者等に通知すること。

3. 測量標の使用について

国家基準点、公共基準点を使用する場合、測量法第26条及び同第39条の規定に準じて、測量成果の交付申請、同使用承認申請、および測量標の使用承認申請を実施すること。

4. 道路の使用について

測量箇所が県道・市道等公道の敷地内である場合、法令に定められた手続きを踏むとともに、安全の確保に最大限留意すること。

5. その他

1～4の外に手続きが発生する場合についても、該当する法令に従い遺漏ないように実施すること。